

総務部

代議員総会方針、理事会決定に基づいて、本会運営の執行を総括する。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらない中、組織内外の諸会議、会員向けセミナーなど各種行事においてWEBの有効活用がさらに発展させ、各部の連携、事業の拡充が図られるよう、積極的に取り組んでいく。

コロナ禍の厳しい状況下でも会員のメリットを損なうことなく、活動をより活発化するとともに、均衡のとれた予算編成と健全な財政運営に務め安定的な組織運営に寄与する。法人組織の運営強化および会員の拡充を目指し、組織体制の整備、管理機能の充実を図る。

また、本会の特徴である医科歯科一体の活動を効果的に展開するべく、各部との連携・調整に努め、医科歯科一体の事業活動の企画・開催等の具体化に繋げる。

保団連や関係諸団体との情報交換、意見交流を通じて、連携・協調を一層深め、さらに患者、道民等へ向けて積極的に本会の主張を発信する。

また、会員サービスの充実に向けて、事務局職員の研修、教育体制を強化し、事務局機能の向上に努める。

以上の方針を踏まえ、下記の活動を進める。

1. 組織拡大と機構体制の強化
2. 医科歯科一体を生かした組織運営と今後の活動のあり方に関する検討。各部との連携・調整の円滑化
3. 事務局機能の強化
 - ①会員サービス向上のための、事務処理機能の改善・強化
 - ②事務職員のスキルアップに向けた研修・教育体制の充実化
4. 対外活動の展開
 - ①保団連との連携体制の強化
 - ②医師会、歯科医師会等の関係諸団体との協調、協同体制の構築
 - ③道民、行政機関との対話、アピール活動等

財 政 部

岸田政権は、財源を定めずに防衛費を大幅に増やす方針を打ち出す一方で、後期高齢者の窓口2割負担導入をはじめ介護保険の利用料の見直しや紹介状なしの病院受診時の定額負担額の引き上げなど、社会保障費の抑制を断行し続け、国民に未曾有の痛みや負担増を押し付けている。

医療機関では、長引くコロナ禍での感染防止対策に係る継続的な費用負担に加え、光熱費などの物価高騰も重なり、医業経営の悪化に歯止めが掛からない。さらに、政府はオンライン資格確認のシステム導入義務化の実施をはじめ、保険証廃止とマイナンバーカードの一体化などを強行しようとしており、医療現場に大きな混乱をもたらすことが懸念される。

こうした状況下、今後も財政部は会員の権利を守り、国民の健康保持増進の基盤となる国民皆保険制度を堅持するための本会活動を財政面から補完し、活動に全力で打ち込めるよう慎重を期し、正確な財務管理を行う。

1. 2023年度活動方針に従い、その財政基盤の確保に努める。
2. 組織部や文化厚生部と協力し、組織拡大による財政強化を図る。
3. 共済部や損保商品等を取扱う「合同会社 保険医サポート北海道」と協力し、共済活動に伴う収益部門の拡充に努める。
4. 会計処理の透明化及び財産管理の強化と財産の保全のため、会計ソフトを活用し、会計処理業務の更なる強化と効率化を図る。
5. 会員の理解と同意を得られる正確でわかりやすい会計に努める。

政 策 部

2022 年の診療報酬改定は全体でマイナス改定となった。加えてコロナ禍の影響が続いており、医療機関の経営は一向に改善傾向が見られず特例や補助金・支援金に頼る苦しい経営状態が続いている。そして新型コロナ診療以外の救急医療や一般医療でも対応困難な事例が多発している。新型コロナ診療以外の医療も国民がしっかりと受けられる体制の維持・充実が必要である。さらに、働き方改革の実施が迫っている。真の働き方改革を実現するために、医療者従事者や介護従事者の所得・処遇の改善が図られることも必要である。そのためには、医療機関の経営が安定するための十分な財政措置と政府による医療機関への今以上の支援が必要である。

また、小規模診療所など対応できない状態にある実情を鑑みずに医療 DX が強引に進められている。単独の健康保険証の配布を廃止することによりマイナンバーカードと健康保険証の一体化も予定されている。患者の受診控えを引き起こす医療費・介護サービスの負担増も計画されている。さらに、極端な後発医薬品普及政策の影響で、医療機関では必要な薬を処方できないという異常事態も起きている。

今、医療・社会保障充実の必要性を多くの国民に強く訴え続けることがますます重要になっている。

このような情勢を踏まえ、我々は、地域医療の第一線を担う立場から、医療保険制度並びに介護保険制度の更なる充実を図り、国民の健康を守るため、国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない医療制度の改悪に断固反対する。国民の期待に応え、安全・安心な医療を受けられるよう「医療費抑制政策の中止」、「公的医療費の総枠拡大」を求めるとともに、以下の諸活動を行う。

- 一 新型コロナウイルス感染拡大等で生じた医療機関の減収分の補填や医療介護従事者の処遇の改善が図られるように大幅な診療報酬・介護報酬の引き上げを求める
- 一 75 歳以上高齢者の 2 割負担などに代表される患者負担増政策の撤回を求める
- 一 マイナンバー制度の医療分野への適用拡大に反対し、小規模診療所などの実情を踏まえた柔軟な医療 DX の推進を求める
- 一 医薬品の安定供給がなされるよう極端な後発医薬品普及政策の見直しを求める
- 一 公立・公的病院や民間病院・有床診療所にかかわらず、地域の実情に沿った必要な病床数を確保し、住民本位の充実した医療・介護提供体制に資する「地域医療構想」の構築・推進を求める
- 一、混合診療全面解禁につながる選定療養制度の対象拡大に反対する
- 一、医師・歯科医師の裁量権を無視し、医療現場を混乱させる不当な審査、指導・監査に反対する
- 一、消費税を減税し、医療へのゼロ税率の適用を求める

審査対策部

2024年に予定されている診療報酬改定、介護報酬改定及び、その他の医療制度改革に関し、情報及び解釈等を会員に迅速、適切に提供すると共に、各種テキストを配布する。また、保険診療に関する会員からの質問、意見に対して適時対応する。

1. 医療保険、介護保険に関する活動

①診療報酬・介護報酬への対策

2024年診療報酬改定、介護報酬改定にあたり、情報を会員に速やかに提供し、同時に検討を加える。

②質問や相談への対応

医療保険及び介護保険に関する会員からの質問や相談に、的確かつ迅速に応じ、さらに一部を本会新聞Q&A欄で解説する。

③研修会の開催

オンラインの活用も視野に入れ、本部及び各支部での各種研修会・講習会の実施に協力する。また未組織地区での研修会、事務職員に対する研修会を検討する。

④テキストの発行

保険診療に役立つテキストを発行する。

2. 審査・監査に関する活動

①審査改善の活動

不当な査定・減点を防ぐための諸活動を展開する。また、会員の要望、意見を集約し改善に繋げる。

②保険者再審への対応

保険者再審請求の強化に対処し、会員の相談に応じる。

③指導・監査に対する活動

適確な情報を提供し、迅速に対応する。

3. 各種調査の実施

保険診療や診療報酬に関してアンケート等で調査を行い、実態、要望を明らかにして、諸活動に資する。

4. 保団連社保・審査対策部会、審査・指導、監査対策担当者会議への参加

積極的に参加し、保険診療に関する情報を会員に迅速に提供する。

5. その他

①他医療団体、患者との意見交換を盛んにし、診療に資する。

②その他、活動方針に沿った諸活動を行う。

広 報 部

1. 代議員総会および理事会決定に基づき、本会の主張・方針を正しく会員に伝達する。
2. 保険医をめぐる医療情勢の変化を迅速かつ的確に報道するために、内容充実に努める。
3. 本会の活動の紹介や情報の提供を迅速かつ柔軟に行い、会員の期待に応え、会員サービスの向上に努める。
4. 北海道保険医新聞では、解説記事を含めたオリジナル記事の掲載や新規企画の立案に、また保険診療研究の充実に努める。
5. 保険診療のテキスト等、刊行物のPRをする。
6. 共済制度の利点をアピールし、組織拡大を目指す。
7. 組織部・文化厚生部と協力し、組織拡大号を会員・未入会員に発行し、新規会員獲得に努める。
8. 読者モニター制度を継続し、意見・要望を企画や紙面構成に役立てるよう努める。
9. 保団連新聞部会に積極的に参加し、経験交流を通じて紙面の充実を図る。
10. マスメディア等との交流を通じて、本会の活動をアピールするとともに、一般紙に取り上げるべき記事について要望する。
11. 関連団体との交流や、行政機関への取材を必要に応じて行い、時事情報の取得に努める。
12. ニュースレターの内容充実と体裁の工夫に絶えず気を配り、定期配信を厳守し、配信数の増加に努める。
13. コロナ禍においても会員への迅速な情報提供の場として、ホームページの内容充実と更新等の管理運営に努める。

共 済 部

日本銀行（日銀）は2022年12月の金融政策決定会合でイールドカーブ・コントロール（長短金利操作・YCC）の下で10年国債金利の誘導目標（0%程度）の変動幅をプラスマイナス0.25%から同0.5%に拡大することを決めた。これを受けて金融市場は、金利上昇や円高が進むなど即座に反応した。しかし、日銀は実質的な利上げの意味合いを持つにもかかわらず、「金融緩和の維持」だと説明している。2022年6月末の時点で、国債の額は約1,000兆円で生損保の国債保有額は200兆円を超え、全体の約20%を占める（日銀は約50%）。生保にとっては国債金利の上げ下げは資産運用に多大な影響を及ぼしている。

保険医年金では2021年9月に幹事会社の大樹生命が予定利率変更を断行（変更日：2022年7月1日）したが、2022年9月に太陽生命からシェアアップ（引受割合の増加）の申し出を受け、加重平均予定利率を1.17%（+0.030%）とし、シェア変更日を2023年2月1日付とした。このシェアアップを利用して、加入者の更なる拡大を図りたい。

保険医休業保障共済保険は入院免責0日、自宅療養3日免責とし、2022年8月から運用が始まった。さらに、新規加入者を増加させるため、高血圧基準や不担保条件等の見直しを行っている。

団体定期保険では、制度の安定のため全国規模での運用を視野に入れて、加入者により魅力のある保険としたい。

1. 団体定期保険

まさかの時の備えに有利な団体定期保険である。医師の診査なしで加入でき、病氣中でも継続される有利性と、個人定期保険に比べて大幅に掛金が安い特徴を広く会員に強調し、普及・拡大に努める。生命保険会社と協力し合い、加入者拡大に努める。

2. 保険医年金

保険医年金は日本有数の私的年金であり、低金利時代においても高い予定利率を保証し、老後の生活設計にとって極めて有利な商品である。

本制度の安全な運営を第一に考え、委託会社をはじめとする生保業界の正確な情報を機関紙・ホームページ等を通して会員に迅速に提供するように努める。さらに保団連共済部と共に、具体的な制度保全等の情報提供に努め、より一層の充実と普及に努める。

3. 保険医休業保障共済保険

病氣やケガをしたときでも安心して療養できる制度である。会員自らが作り運営する助け合いの制度とし、今日の制度内容を実現した。今後も、組織拡大の柱として十分に期待に応えられる活動を行う。

4. 銀行提携融資制度

保団連の融資制度（みずほ銀行クリニックアシスト・ホームローン・パーソナルローン、三井住友銀行住宅ローン・フリーローン、ソニー銀行住宅ローン）を会員に広く伝え、医療経営支援の一助とする。

5. 「ライフプラン講座」の開催

「ライフプラン講座」を開催し、会員に正しい知識と生活に役立つ情報を提供する。また、本会共済制度の内容への理解を仰ぎ、普及・拡大に努める。

6. 共済部会、委員会の開催

共済部会を定期的に開催し、制度の円滑な運営と保全対策に努める。また、北海道保険医会共済制度運営委員会を開催し、各支部との連携を図りながら制度の普及・拡大に努める。

7. 組織部・合同会社 保険医サポート北海道との連携

組織部と協力して宣伝活動、募集活動を行い、会員拡大および団体定期保険・保険医年金・保険医休業保障共済保険の加入者拡大に努める。

また、保険医サポート北海道と連携して、保険医サポート北海道で取り扱う損保商品の宣伝活動を行い、会員の福利厚生の実現を図る。

8. 保団連共済部との連携

保団連共済部、休保審査委員会、保団連共済制度運営委員会に積極的に参加し、全国制度の円滑な運営と保全対策に寄与し、さらには得られた情報を会員に提供する。

組 織 部

1. 保団連の組織拡大方針と連携し本会においては、入会者目標を医科 60 名、歯科 60 名とするとともに、コロナ禍だからこそ頼りになる保険医会を目指し、退会者数の減少のためにも各部と連携して本会のメリットをアピールする。会員の高齢化が進んでいるため、若手医師、新規開業医、交代後の院長への会員拡大に特に力を入れる。会員拡大のため各部の理事・事務局との連携も強化する。
2. 支部及び未組織における各種研修会、講演会などの事業活動を行い、組織のなご一層の拡大強化をはかる。支部との連携、連絡を尚一層、密にする。
3. 保険医年金、休業保障制度、団体定期保険、団体所得補償等の共済制度を通じて、理事・共済部・生命保険会社との連携の下に、未入会員に対する入会勧誘を行う。特に、保険医年金と休業保障制度の募集期間に合わせて、勤務医への入会勧誘を強化する。
4. 道医師会、道歯科医師会、郡市医師会、郡市歯科医師会、その他各種関係団体の協力を得ながら相互理解を深め、組織拡大に努める。
5. 「開業医のための実務セミナー」の開催を通じ、新規開業医を中心とした会員拡大に努める。遠方の会員も参加できるよう、WEB 形式でのセミナー開催を引き続き行っていく。また、参加者の開業年数、勤務形態等が幅広いことから、ニーズにあったセミナーにするよう努めていく。
6. 各部と協力のもと各種事業を通じ、勤務医に対しても積極的に働きかけを行い、会員拡大に努める。特に研修医などの若手医師に対しても、本会の活動内容や会員のメリットなどへの理解が得られるよう PR 活動の強化を図っていく。
7. 女性部会の活動を通じて研修を行うとともに、医科歯科連携の本会の特徴を宣伝し女性会員の拡大に努める。

文化厚生部

保険診療の改善と充実、保険医の生活安定という目的と生涯教育の一環として、その基礎となる研修会の開催や、会員相互、家族、従業員の親睦・交流を図るために文化活動やスポーツ活動等の各種行事を企画し、新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分行いながら実施する。

また文化講演会を開催し一般市民も参加できるように努める。組織部と協力し、組織拡大に向けた活動を強化する。

1. 医業経営対策

医療機関の経営が厳しさを増す現状の中で医業経営、税務対策のあり方について組織部や財政部と協力して研修を行い、時宜に適したテキストを希望者に格安で配布する。また従業員の人材育成を目的に、札幌で接遇・電話マナー講座を実施する。

2. 文化・スポーツ活動

会員相互の親睦を深めることを目的とし、併せて会員家族、従業員も気楽に参加できるような事業を企画立案し、実施する。

3. 文化講演会

一般市民も参加できるよう、様々な分野から講師を選定して興味ある内容の講演を開催する。

4. 各種チケットの割引販売

北海道日本ハムファイターズ等のチケット割引販売を行う。また、地方会員のために札幌以外で開催されるチケットの販売について検討し、実施する。さらに、これまで販売してきたスポーツや演劇等のチケット、美術館の入場券を販売する。特に美術館の入場券は、地方会員のために道内に点在する地方美術館の入場券も拡大して販売する。

歯 科 部

新型コロナウイルス感染症に関し、ワクチンの複数回接種は進んだが感染力の強い変異株による感染拡大の波は繰り返され、ウクライナ侵攻や円安による物価高騰で経済状況が悪化、海外では様々な規制や制限が撤廃されるなか政府はウイズコロナに向け新型コロナの取扱いを5類に変更する緩和策を打ち出したが収束の域には達していない。

一方、歯科医療現場は、以前の状態には全く戻ってはおらず、これまでの低歯科診療報酬政策と受診抑制による大幅な減収、減益で多くの医療機関の経営は疲弊している。それに加え、半ば強引にオンライン資格確認を義務化し逼迫している歯科医療機関をさらに苦境へと追い込んでいる。この状態が続けば今後の歯科医療提供体制は破綻すると言っても過言ではない。

昨年の診療報酬改定では、本会ならびに保団連の金パラ逆ザヤ解消を求めた運動が一定成果を挙げたが、その他の材料価格の値上がり、感染予防対策への支出の増加など、更なる追い討ちがかかり医院経営は逼迫している。そもそも10年前の5倍にもなる材料価格が今の歯科保険材料として適切妥当とは到底思えない。現在あるCAD/CAM冠の適用拡大や金パラに代わる新たな材料・技術の導入を急ぐべきである。これまでの「削って治す」から「予防を重視した」歯科医療へのシフトは今後の歯科医療提供体制において重要な要素であり、診療報酬上の更なる評価が望まれるが、医療費抑制策で度重なるマイナス改定ではその実現は程遠い。現状の厳しい歯科医院経営、歯科衛生士・歯科技工士の諸問題など様々な課題解決のためには歯科医療費の総枠拡大が最も必要かつ重要である事は明白で、本会では引き続き歯科医療と医院経営の改善に向けた運動を行っていく。

歯科部は、歯科医療の充実と発展、道民の口腔における健康維持・増進のため、政府、行政の動向を注視し、歯科医療制度、歯科診療報酬の改善を訴えるとともに、ウイズコロナにおいても、保険講習会や施設基準に係る研修会などをウェブやハイブリッドで開催し、全道の会員が参加しやすい環境整備を進め、医院経営に役立つ医療・保険情報を迅速に発信することに努める。

また1月保団連代議員会において、歯科新入会員増加数全国3位で表彰受け、入会を促進させたが、さらに未入会の開業・勤務医、研修医、また、未組織地区の歯科医師に対し、本会の各種開催事業や共済制度のメリットなどを紹介し組織拡大に積極的に取り組む。

今年度も超高齢社会における様々な課題の解決に向けて、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会などの関連団体と懇談を行い、歯科を取り巻く現状と課題を共有し相互理解を深めていく。

さらに、道民に対しては「歯科市民集会」の開催などを通じ、口腔の健康管理が全身の健康に如何に重要であるかの啓発を行い、保険でより良い歯科医療の充実を目指して活動を進めていく。

■ 2023 年度事業計画

1. 歯科部の活動体制の強化

- (1) 本会の医科歯科一体の活動方針に則り、各部と連携して各種事業の開催に参画し、積極的に活動を押し進めるよう努める。
- (2) 定期的な「歯科部役員学習会」や研修会を通じて、医療改革における歯科固有の検討すべき課題を明確に把握し、歯科医療政策に関する具体的な理解を深める。
- (3) 歯科医療情勢など歯科固有の問題に関する会員の意見や要望は、歯科独自に対応していきながら、本会の活動に反映させる。
- (4) 保険担当理事を中心に保険診療・歯科診療報酬に対する理解を深め、保険講習会、新聞・HP 等で会員への正確な情報伝達に努める。
- (5) 各部との連携を密にし、本会の事業に積極的に参画して、会員に役立つ活動を押し進める。
- (6) 関係する諸機関・諸団体との交流をはかると共に、本会の活動に対し正しい理解が得られるよう努める。
- (7) 「保険で良い歯科医療を」の運動実現のため、街頭宣伝行動や他団体との交流を積極的に行うと共に、「歯科市民集会」などの一般市民との交流の機会を設け、医療情勢等についての意見交換をする。

2. 医療制度・歯科診療報酬の改善運動

- (1) 「歯科保険診療に関するアンケート」等を実施し、会員の要望に基づいた診療報酬の不合理の解消と歯科技術料の適正評価を目指して、診療報酬の改善を要求する。
- (2) 国民、保険医にとって共に望ましい医療制度について理論構築するために、医療抜本改革に関する学習、研究を重ね、今後の医療制度改革について建設的な提言を行う。

3. 会員の日常臨床向上のための研究活動

- (1) 会員の日常臨床の向上に貢献できるよう「医療安全管理に関する研修会」「施設基準届出に係る研修会」「歯科臨床講演会」を開催する。
- (2) 歯科スタッフセミナーを開催し、窓口業務での基本的な知識、保険診療においてスタッフが知っておくべき事項の解説を行う。

4. 保険診療・制度の理解を促進するための諸活動

- (1) 「歯科保険請求・審査に関する研修会」「出張保険講習会」を開催し、新点数とその解釈、問題点などポイントを絞ってわかりやすく解説。歯科会員の「請求漏れ」「無用な査定・減点」を防ぎ、保険診療の充実を図る。
- (2) 会員が保険診療についての正確な情報を得られるよう「北海道保険医新聞」「ニュース・レター」「ホームページ」に最新の保険診療・医療情報を掲載する。
- (3) 歯科会員からの質問に対し迅速に対応し、会員の日常診療の円滑化を図る。

5. 会員の権利と経営を守る諸活動

- (1) 審査、指導などに対する個別相談をさらに充実させ、よりきめ細かな対応を行う。
- (2) 「開業医のための実務セミナー」を開催し、医院経営の安定化を支援する。

6. 広報活動の充実

- (1) 「北海道保険医新聞」「ニュース・レター」「ホームページ」の内容充実をはかり、会員に医療情勢の変化を迅速かつ正確に伝達するよう努める。
- (2) 会員の意見を積極的に新聞紙面やホームページに反映させるよう努める。

7. 組織拡大と地域活動

- (1) 開業医のための実務セミナーを開催し、開業前後の会員・未入会員の医療管理・保険診療をサポートするとともに、歯科会員拡大につとめる。
- (2) 組織部とともに「歯科地域懇談会」を開催し、地域の歯科会員の要望を汲み上げ、懇親をはかると共に、未組織地域の組織化に努める。
- (3) 広報部とともに北海道保険医新聞の会員拡大号を企画・編集して未入会員にも配布し、会員拡大をはかる。
- (4) 歯科部内で会員拡大に対する有効な対策を協議すると共に、歯科系大学への「出張保険講習会」等、勤務医対策についても積極的に取り組む。
- (5) 本会の支部活動に会員が積極的に参加できるよう環境整備に努める。
- (6) 支部研修会に参加し、支部歯科会員に対し審査、指導、歯科情勢に関する情報提供を行う。
- (7) デジタル媒体を積極的に活用し、広く会員への情報伝達に役立てると共にその時代に即した利用方法を実践する。